

生徒心得

本校の教育方針をよく理解し、充実した高校生活を送ってください。以下の「きまり」は団体生活を送るうえで最低限のことです。それ以外のことについては、生徒諸君の良識をもって判断してください。

1. 時間の厳守

- イ. 始業時刻は午前 8 時 30 分である。8 時 25 分の予鈴前までに余裕をもって登校し、準備を整えておくこと。
- ロ. 下校時刻は年間を通じ、平日 17 時(完全下校)、考查期間中(前日含む)は 16 時(完全下校)とする。

2. 諸届について

- イ. 欠席、欠課、遅刻、早退はやむを得ない事情がある場合のみとし、事前(事前が困難な場合は事後)に所定の届を担任に提出すること。
- ロ. 一週間以上欠席するとき、および定期考查に欠席するときは、診断書あるいは保護者の理由書と「欠席(試)届」を提出すること。
- ハ. 登校してから下校するまでは、無届で外出しないこと。やむを得ず外出する用がある場合には「外出届」を提出すること。
- ニ. 公共物を大切にすること。器物を破損したときは、直ちに担任に「器物破損届」をもらい、記入して提出すること。

3. 服 裝

- イ. 通学には、本校所定の制服を着用すること。
男子…本校指定のブレザー、スラックス、カッターシャツ、ネクタイ
女子…本校指定のブレザー、スカートまたはスラックス、カッターシャツ、リボンまたはネクタイ
- ロ. イ以外に、本校指定のベスト・セーターのみ着用を認める。着用期間については別途指示をする。
- ハ. スカートの下に体操服の長パンツやジャージ、ズボン等を着用することは認めない。防寒の必要がある場合には、スカートに代わり指定のスラックスを着用すること。
- ニ. 制服の変形、着崩しなど本校制服のデザインを変える行為は禁止する。

4. 髮型 等

- イ. 男女ともパーマ、脱色、染色、エクステンション、かつらなどは厳禁とし、極端な刈り上げや奇抜な髪型も禁止とする。
- ロ. 口紅、マニキュア、ネイル等の化粧、装身具〔ピアス(透明含む)、ネックレス等〕は禁止する。

5. 履 物

- イ. 通学靴は指定しないが、靴で登校すること。
- ロ. 校舎内は学校指定の上履きを使用すること。

6. 昼 食

弁当を持参するか、校内の食堂を利用すること。外食は認めない。

7. 所持品

- イ. 学校生活に不必要的ものは持参しないこと。
- ロ. 所持品には記名すること。
- ハ. 貴重品・金銭は自身の身につけておくか、ロッカーに入れ施錠しておくこと。
- ニ. 遺失、盗難があった場合には、直ちに担任に届けること。
- ホ. 体育の授業、部活動等で更衣するときは、貴重品・金銭は貴重品袋に入れ、担当の教員あるいは顧問に預けること。

8. 通学

イ. 歩行による通学

携帯電話や本などを見ながらの登下校はしないこと。また、ヘッドホンやイヤホンをしながらの登下校もしないこと。

ロ. 自転車による通学

- ① 自転車通学を希望する生徒は「自転車通学許可願」を提出し、許可されたらステッカーを車体の後部につける。学校周辺の道路は交通量も多く、混雑しており大変危険なので、時間に余裕を持った運転をすること。
- ② 自転車は、指定された場所に置き、必ず施錠すること。
- ③ 単車(原付を含む)の使用は禁止する。
- ④ 法律に違反する運転をしないこと。

(参考) 違反行為例

携帯電話などを操作しながらの運転、傘を差しながらの運転、ヘッドホンやイヤホンをしながらの運転、信号無視、標識無視、2列以上の並走、二人乗り、夜間における無灯火運転

- ⑤ 雨天の場合はレインウェアを着用して運転すること。
- ⑥ 安全確保のため、自転車乗車時にはヘルメットをかぶるように努めなければならない。

ハ. 自家用車等での送迎

学校の正門、通用門付近に停車しないこと。

9. 掲示等

集会、募金、物品販売、印刷物の配布、署名運動、掲示等の表現行為を行うときは、生徒指導室に届け出て、指導を受けなければならない。

10. 校外生活

- イ. 生徒の立ち入りが禁じられている場所、不健全な場所には立ち入らない。
- ロ. 原則としてアルバイトは禁止する。やむを得ない事情がある場合は、担任を通じて生徒指導室に「アルバイト許可願」を届け出る。
- ハ. 対外試合、催し物に参加するときは、顧問または担任に届け出る。
- ニ. 四輪自動車、単車(原付を含む)による通学は禁止する。
- ホ. 校内、校外を問わず、交通事故・暴力事件等があった場合は、直ちに学校に届け出ること。